

わかくさ焼津ケアサポート指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社わかくさ調剤薬局（以下「事業者」という。）が開設するわかくさ焼津ケアサポート（指定居宅介護支援事業所）（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、利用者が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、利用者の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 わかくさ焼津ケアサポート
- (2) 所在地 焼津市焼津6丁目7番38号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上（1名は管理者と兼務）
介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び年末年始（12月30日から1月3日）を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整、介護保険施設の紹介
- (3) その他相談業務

2. 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所又は利用者の居宅
- (2) 課題分析票の種類 事業所オリジナル
- (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所又は利用者の居宅
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問 最低月1回

3. 指定居宅介護支援に要した交通費は、無料とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、焼津市、藤枝市（国道1号線以南県道33号線（田沼街道）以東）の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業者は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

2. 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。